

地域での防災訓練や防災学習会等に、



”備蓄食糧給付事業”をご活用ください

岡山市では、自主防災組織や町内会等が実施する防災訓練や防災に関する研修・講座・学習会・イベント等に対して、賞味(消費)期限の迫った備蓄食糧(右写真)の給付を行っています。

### ■備蓄食糧(例)



令和6年4月から、全ての区役所で、手続き(申請書及び実績報告書のご提出と食糧のお受け取り)が可能となります。

※引き続き、危機管理室でも、手続きできます。

### 備蓄食糧給付の流れ

#### STEP 1

お近くの区役所または、危機管理室へ申請書を使用行事の2週間以上前に提出。(郵送でも可)

#### STEP 2

備蓄食糧のお引渡し日程の調整後、給付場所で受取。

#### STEP 3

備蓄食糧活用後、2週間以内に実績報告書と、活用風景の写真を提出して完了。

申請書等は岡山市のHPからもダウンロードできます。  
(岡山市HPから「備蓄食糧」で検索してください。)



裏面へ続きます ➡

## 受付窓口(平日8:30~17:15)

北区

北区役所総務・地域振興課(岡山市北区大供一丁目1番1号)

TEL (086)-803-1655

中区

中区役所総務・地域振興課(岡山市中区浜三丁目7番15号)

TEL (086)-901-1602

東区

東区役所総務・地域振興課(岡山市東区西大寺南一丁目2番4号)

TEL (086)-944-5038

南区

南区役所総務・地域振興課(岡山市南区浦安南町495番地5)

TEL (086)-902-3500

全区

危機管理室(岡山市北区鹿田町一丁目1番1号)

TEL (086)-803-1082

### ご注意ください！

- ・在庫確認や食糧引渡しの準備などのため、申請書の提出は、必ず備蓄食糧を使用する**2週間以上前**にお願いします。
- ・受取はサインのみで、**印鑑は不要**です。
- ・品目によっては、**在庫不足から受付できない**こともあります。
- ・実績報告書は、備蓄食糧活用風景写真(印刷可)を添付して、活用後**2週間以内**に提出をお願いします。
- ・災害が発生し、災害現場で大量の備蓄食糧の必要性が生じた場合には、**給付を中止する場合があります**。

